

しるべ通信

第20号 (2021年立春号)

しるべ総合法律事務所 令和3年2月15日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

しるべ通信の2021年立春号通算第20号をお届けいたします。

今号もまた諸般の事情で発行が遅れましたことを重々お詫び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの勢いに世界中が振り回されましたが、新型コロナウイルスに感染された方々には心よりお見舞い申し上げます。世界中の経済が急激な失速を余儀なくされ、ごく一部の企業を除いては事業の継続自体が危ぶまれる事態に陥りました。日本における勤労者を含めた事業への支援が諸外国に比べていささか貧しい感は否めませんが、これまでも続いている民間レベルで多方面に亘るボランティア的な活動などの報道を見て、市民の相互扶助の精神の健在に意を強くする昨今です。こんな事態をわきまえない政治家の言動が少なからず目につくのは世の批判に曝されるのはもちろんとして、世界における日本の立場を貶めるものと言うべきではないかと思えます。

ところで、日本の司法界も少なからず影響を受け、4月7日に7都道府県に緊急事態宣言が出され、同月16日に全都道府県に拡大されてからは、各地の裁判所の法廷の期日が取り消されるなどの措置が執られて裁判等の進行が停滞したことがありました。私どもの仕事においても、打合せがスムーズにできなかったり、弁護士会の会議等が延期されたりして種々の不便を被りました。(余談ですが夜の会合がことごとくなくなったことは家計にとって随分助けにはなりました。)その後、インターネットを利用したリモートによる会議などのシステムが徐々に普及して、少しずつではありますが仕事の不都合が解消されるようになってきました。本年1月からの再度の緊急事態宣言においても、民事関係の裁判の期日についてはWeb会議で行えるものはそれに代えることで進行を妨げないようにされております。

当事務所でも、個々の弁護士においては、裁判手続におけるリモートによる協議への参加は行って参りましたが、事務所としても裁判手続のみならず、皆様との打合せなどに気軽に利用できるよう、多少規模の大きなWeb会議にも対応できる設備機器を整えました。リモートでなくても図面を示しての打合せなどには参加者が大画面でこれを見ることも可能になりました。ご利用ご希望の皆様には是非ご体験をしていただきますようお願いいたします。

(弁護士 相羽洋一)

法窓漫筆

コロナとIT裁判×××××××

弁護士 宮 本 増

嘗ては華やかなイメージでもてはやされた「コロナ」の語も、今や大変な悪役になってしまった。古いことだが終戦直後には煙草の「コロナ」、ビール「のコロナ」。それに昭和40年代にはトヨタの流線型セダンの「コロナ」が颯爽と街を走った。みな当時の人たちには人気であった。そう言えば、「コロナ」を名乗る喫茶店や映画館もあったし、ミスコロナと呼ばれた美人もいたような覚えである。

それが時代が移り、すっかり悪者になってしまいお気の毒なことである。上は緊急事態宣言から下々はマスクに三密回避、あちこちからあえぎ声が聞かれるが、ウイルス相手ではそれも仕方のないことかもしれない。

そういう三密回避、ひいては悪疫からの防衛目的もあって、このところ訴訟手続きにおけるウェブ会議だとか、さらには裁判のIT化を進捗させようとする声が喧しく、一段と加速していく流れである。日本の裁判のIT化は諸外国に比べると随分遅れているらしい。民事訴訟に法廷不要の国もあるという。ITなるものは目には見えないが、プロの将棋や囲碁の棋士よりもはるかに強いというから、裁判もそうした強力な力に頼りたいというのもむべなるかなかもしれない。

ただ、古い教育を受け、伝統的な手法の裁判手続きに慣れ親しんできて、思考もいささか停滞してしまっている小生のような者には、容易になじむことができない。これまでの民事訴訟手続きの基本原則は直接主義、口頭主義であった。民訴法の教科書にははっきりそう書かれていた。それが裁判官の顔も当事者の顔も目の当たりにしないで、口角泡を飛ばすようなことは勿論なく、ウェブ越しに形ばかりに書面を出して、果たして事件の真相に近づき、正鵠を得た結論を導き出されるのだろうかというのが、小生の素朴な疑問である。これまでも電話会議という手続きがあった。便利な反面、心証形成には著しくマイナスであるというのが小生の感想であり、利用は最少限度にしてきた。聞けばウェブなる語は英語の蜘蛛の巣に由来するとか。電話や蜘蛛の巣を介しては便利とはいえ失うものも大きいのではないかと危惧するところである。民事訴訟には弁論の全趣旨という用語があって、司法試験の試験問題に取り上げられたほどの重要な用語であるが、まともな弁論が行われない以上、多分、そんな言葉は消え去ってしまうのであろう。

効率の追求こそが利潤を生むという考え方もあるとか、そんな経済の理には疎いが、何もかも効率優先の社会である。首相も声高にデジタルデジタルと叫び、担当大臣まで任命されている。裁判の世界もこの流れに逆らうわけにはいかないことは分かっている、やはり一抹の寂しい思いは拭えないのである。コロナも妙な副産物を残してくれるものである。「急がば回れ」は完全な死語になってしまった。

相続問答あれこれ (18)

相続法の改正について(4)

弁護士 鷲 見 弘

Q 1 この度の相続法の改正は配偶者に有利になったと聞いたことがあります。

A そうです。前にも申し上げたように、今回の改正はいろいろな部分に亘りますが、各改正部分によって実際に適用されるされる時期が違ってきますので、その時期（施行日といいますが）の順番に沿ってこれまで説明してきましたから、説明が随分遅くなりましたが今回の改正については、むしろ今日お話ししようとする、この配偶者の利益に対する配慮が大きな話題になりました。

Q 2 具体的にはどんなことですか。

A 例えば被相続人である夫の死亡時に一緒に住んでいた妻に、遺産である居宅に優先的に居住権（配偶者居住権と呼ばれます。民法1028条以下）を認めるという規定が置かれました。これは夫と妻が逆になっても同じです。

Q 3 その点は残された他の相続人との間では、当然のこととして元々争う人はいないのではないのでしょうか。

A 他の相続人が配偶者の子供とか被相続人の兄弟であればそうですね。然し妻が再婚の人の場合はそうとばかりもいえません。

Q 4 なるほど、それはあり得ますね。しかし居住権というのはあくまでも居住することを優先的に認めるということであって、所有権とは別ですね。

A そうです。所有権となるとかなり大きな価額となり、相続財産全体の大きな割合を占めて全体の遺産分割がやりにくくなることもあり得ますからね。要するに残された配偶者（多くは妻）の生存中の居住権を守ることが改正の目的です。もっとも、話し合いで所有権そのものを妻のものとする遺産分割ができるならそれで問題はありません。

Q 5 そうすると、所有権は別の相続人のものとして、居住権のみを妻に優先的に認めることになるわけですが、それを全体の遺産分割の中で一体いくらとして評価するかの問題がありますね。

A そうです。結局、それは専門家（不動産鑑定士）の鑑定を受けて、それを基に話し合いで決めるほかないですね。

Q 6 ところで、所有権が別の相続人のものとなると、その相続人が第三者にそれを売った場合に買い主である第三者から明け渡しを求められるということはありませんか。

A 良いところを突いてきましたね。そういう場合に備えて、その配偶者は、いつでも所有権者に対し配偶者居住権の設定登記を求めることができることになっています。この設定登記があれば、配偶者は自分の居住する権利を第三者に対抗することができます。配偶者居住権についてはまだお話しすることがありますが、今日はこれぐらいにして終わしましょうか。

Q 分かりました。ありがとうございました。

空家対策特別措置法について

弁護士 谷 口 優

私の独断でいくつかの法律を取り上げてきましたが、今回は「空家対策の推進に関する特別措置法」を皆様の参考に供したいと思います。

日本の人口は減少に転じ、人口における年齢構成も逆ピラミッド型の様相を呈しています。そのためか住宅の空家が各地で増加しており、その対策が平成24、5年頃から問題視されてきました。そこで立法されたのが「空家対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）。

特措法の条文は <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426AC1000000127> を、その概説は <https://www.mlit.go.jp/common/001080534.pdf> をご参照下さい。

1. はじめに

全国で空家が増え、そのまま放置すると倒壊による危険や、衛生環境の悪化あるいは景観を害する状況が増えていることから、それを抑え、活用させるために立法されたのが16か条からなる特措法で、平成26年11月27日公布され、平成27（2015）年2月26日施行されました。

2. 特措法の特徴

(1) 「空家等」の定義

特措法2条1項で「建築物またはこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）」を「空家等」としています。年間を通じて人の出入りがなく、水道やガス、電気を含め、その建物が使用されていないことをもって判断されます。ゴミ屋敷であっても住まいとして利用されている場合は近隣の住民に弊害を与えているとしても対象とはなりません。

(2) 敷地への立ち入り調査権の創設と自治体が保有する個人情報の利用

市町村長は所有者又は管理者（以下「所有者等」といいます。）の許可を得ることなく自治体の職員やその委任を受けた者に空家等と認められる場所に立ち入り調査ができます（9条）。また個人情報ではありますが、所有者等を確認するため住民票や戸籍、固定資産税台帳を確認できます（10条）。

(3) 「特定空家等」

市町村長は管理が行われていないと思われる空家等の調査を行った後、以下の状態であると判断した空家等を「特定空家等」として、所有者等にその適切な管理を行うよう指導し、改善を促したりできます（2条2項、12条、14条1項）。

ア. 倒壊など著しい保安上危険がある恐れがある場合。

イ. 著しく衛生上有害となる恐れがある。

ウ. 適切な管理がされておらず著しく景観を損ねている。

エ. 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切

(判断のガイドラインとして国土交通省の次の資料をご覧ください。)

<https://www.mlit.go.jp/common/001380454.pdf>)

(4) 特定空家等と判断されることによるリスク

特定空き家等と判断されると所有者等に対して、市町村は指導、勧告、命令を出すことができます。状況によっては、罰則や行政代執行ができます(14条)。

(5) 指導を受けた所有者等の対応と不十分な場合の措置

所有者等が助言や指導を受けた場合で、空家等の状態が改善されないときは、市町村は必要な措置を取るよう勧告ができます(14条)。また固定資産税の住宅用地特例から除外されることがあります。税務上の恩典がなくなることにより思いもよらない固定資産税が課されます。

勧告した内容に所有者が行わなかった場合には、市町村は勧告した内容を実施するよう命令を発することができます。その命令にも従わなかった場合には、50万円以下の過料の制裁ができます。また命令した処置を所有者が行わない場合には市町村長が代わってその措置を実施できます(いわゆる代執行という方法です)。このような罰則を言い渡す場合には所有者から事情を聴取する機会を設けています(14条)。

(6) 特例処置の定め

①市町村は、所有者等に建物の除去、修繕、立木竹等の伐採、その他環境の保全をはかる措置を指導勧告命令することに止まらず、国や都道府県にもそれを促すような対応策を講ずべきことが定められています。つまり国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画(6条)に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施のため、その実施に要する費用の補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の講ずるものとして、市町村への援助を定めています。(15条1項)

②国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施のため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるとしています(同条2項)。

これらの定めにより、市町村は所有者が行う空家の取り壊し費用などにつき補助金の定めがあるところもあります。空家を修繕しそれを譲渡、あるいは取り壊して敷地を譲渡するような場合には、②によりその譲渡所得の3000万円について特別控除する定めがあります。

3. まとめ

相続によって空家を所有する状態となり、現状を確認することなく時が経過し、突然その空家を管轄する市町村から「特定空家等」とされて、それに関して指導がなされ、それを放置していると勧告などがなされる事態もあり得ます。そこで空家となるような不動産を相続された方は、遠方であっても不動産を見分され、その状態を確認されるべきでしょう。またその市町村に今後のことを相談されてはと思います。移住される方への住居としての賃貸借のあっせん、取り壊しあるいは修繕する場合の補助金制度などについて確認されるとよいと思います。

(愛知県下の市町村の空家に関する補助金については下記ホームページが参考になります。)

<http://akiya-takumi.com/subsidy/area/aichi/>)

保証人の責任に関する若干のこと

弁護士 原 田 彰 好

1 保証人は、主たる債務者（例：金銭の借主）がその債務を履行しないとき（例えば、借りたお金を返さない等）、その履行をする責任を負います。保証人の責任の範囲には、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償等も含まれ、大変重い責任があります。そのため、慎重を期すために、保証契約は書面で締結することとされています（民法446条、447条）。実務では連帯保証人となることがほとんどですが、以下の説明は連帯保証人にも該当します。

2 保証人の責任は主たる債務者が債務を履行しない場合に現実となるので、例えば銀行ローンの保証人の場合は、主たる債務者が債権者である銀行に、決められたとおりにきちんと返済を続けているか否か等を把握しておくことが重要となってきます。そこで、昨年4月に施行された改正民法では、保証人（主たる債務者の委託を受けて保証をした場合）の請求があったときは、債権者は主たる債務である銀行ローンの支払い状況等に関する情報を提供しなければならないと定めています（458条の2）。

この規定は、例えばアパート等の不動産賃貸借契約にも適用があり、賃貸借契約の保証人は賃貸人に家賃等の支払い状況を問い合わせることができます。

3 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合、例えば、主たる債務者が銀行ローンの返済を怠って分割払いが許されなくなり、ローン全額を一時に支払わないといけなくなった場合、その保証人も多額の損害金の請求を受ける等、予期せぬ損害を被るおそれがあります。そこで、改正民法は、保証人の保護のため、債権者は、主たる債務者が期限の利益を喪失したことを知った時から2か月以内に、保証人にその事実を通知しなければならないこととしました（458条の3第1項）。そして、債権者が保証人にこの通知をしなかったときは、債権者は保証人には、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からこの通知をするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）の支払いを請求することができないこととしました（458条の3第2項）。なお、保証人が法人である場合には、以上の期限の利益の喪失を保証人に通知すべしとの規定は適用されません（458条の2第3項）。

4 アパート等不動産の賃貸借契約は、一般に数年、時には十年以上の長期にわたる場合があります。保証人はいつまで保証の責任を負うのかという問題があります。最高裁判所は、建物の賃貸借は更新により継続するのが通常であり、契約の更新があったときも、保証人は原則として更新後の契約についても責任を負うものとしています（最判平成9年11月13日）。ただし、「賃借人が継続的に賃料の支払を怠っているにもかかわらず、賃貸人が、保証人にその旨を連絡するようなこともなく、いたずらに契約を更新させているなどの場合に保証債務の履行を請求することが信義則に反するとして否定されることがあり得る」とも述べていますから、賃貸人が保証人に未払い賃料などの支払を求めることが酷だと思われる事情があれば、保証人が責任を免れることもないわけではありません。また、極端な場合には、保証人からの保証契約の解除が認められることもあるのではないのでしょうか。

なぜ、「勝者総取り」？

弁護士 成 瀬 玲

- 1 先日、無事に？バイデン氏がアメリカ大統領に就任しました。就任式前のバイデン氏を支持しない者による連邦議会議事堂の襲撃事件は、暴力により自分の思想・考えを実現しようというものであり、およそ民主主義とは相容れない行為です。アメリカは、日本と同様に、自由（人権）と民主主義が国家としての基本的な価値であるという共通認識を持つ国のはずであり、今後のアメリカの国家としての自浄性・自律性を信じたいところです。
- 2 ところで、アメリカ大統領選挙においては、各州の過半数を得た勝者が、その州に割り当てられた選挙人を全て獲得する、「勝者総取り」という仕組みが採用されています。得票数に応じて、割り当てられた選挙人を獲得するのではなく、「勝者総取り」という仕組みについて、日本人の感覚からすると違和感を感じる方も多いのではないのでしょうか。「勝者総取り」という仕組みについては、アメリカの州が、1つの「邦」であり、日本の都道府県とは全く異なる性質のものであることが分かると、理解し易いかと思います。
- 3 日本の都道府県は、国の、いわば下部組織として、「地方自治の本旨に基づいて法律で定められた」（憲法92条）地方公共団体という存在です。これに対して、アメリカの州は、国（連邦政府）の下部組織などではなく、1つの「邦」という存在です。

アメリカには、連邦レベルで、行政府としての大統領、立法府としての連邦議会、司法府としても連邦裁判所があります。そして、州にも、行政府としての知事、立法府としての州議会のみならず、司法府としての州裁判所も存在しています。さらに、州ごとに憲法があり、民事系や商事系の法律、また、刑法等もあります。（「〇〇州では死刑制度があり、△△州では死刑制度がない」ということが生じるのは、このためです。） このように、州には、連邦レベルと同様の、正に「邦」としての仕組み・制度が備わっています。

そして、連邦と州との権限がどちらが上であるという関係になく、連邦議会の権限は、アメリカ合衆国憲法に定められたものに限定されている（アメリカ合衆国憲法第1章・第8条）、という仕組みになっています。

なぜ、州に「邦」としての仕組み・制度が備わっているのかというと、まず、州が存在しており、その後に、アメリカ（合衆国）が成立した為です。イギリスとの独立戦争後、まず、州が成立し、その後に、「the united states of america」という国名のとおり、各州が1つの国として纏まる為に、合衆国憲法を制定し、その結果、連なり（合衆し）、アメリカ合衆国という国家が成立したという歴史的な成り立ちになっているためです。

そして、このように、州は、1つの国に近い存在であることから、国としての判断は1つであるとして、「勝者が総取りをする」という考え方が馴染むという訳です。
- 4 日本人の「常識」が、世界中、どこでも当てはまるものではなく、また、一見すると理解し難い制度・仕組みであっても、その国の成立の歴史・経緯まで遡ってみると、「なるほど、そういうことか」と納得できることもある、そんなお話しでした。

コロナ失業から考える日本の雇用システム

弁護士 渡 邊 真 也

1 昨年来、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の制限により、様々な事業分野で売上減などの影響が出ています。その結果、事業不振により従業員が離職せざるを得ない状況が増加しており、「コロナ失業」なるワードを目にする機会が増えてきました。

失業に至る経緯は様々と思いますが、事業主から解雇されたケースが少なからずあるようです。あるテレビ番組では、売上減少に伴い解雇されて生活に困窮している失業者の様子が紹介されていましたが、このようなニュースを見るとどうしても「その解雇は解雇規制をクリアできていたのか？」と気になってしまいます。

というのも、法では一般的に「クビ」と言われる解雇を実施するには非常に高いハードルが設定されているため、そう簡単に実施することができないからです（業績不振による解雇は「整理解雇」といいますが、高いハードルが設定されていることに違いありません）。

「解雇」に関する規定は労働契約法16条に定められています。同条では、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と定められています。条文からはハードルの高さが伝わり難いのですが、具体的適用場面において同条をクリアすることは容易ではありません。ちなみに、期間雇用者を途中で解雇する場合は「やむを得ない理由」（労契法17条1項）が必要であり、こちらも極めて高いハードルとなっています。いずれにしても、業績不振から即クビということとはなかなか認められるものではありません。

2 一方で、労働政策研究・研修機構の濱口桂一郎氏は、特に中小企業においては比較的容易に解雇が認められている実態があると指摘しています。濱口氏によると、本来、高いハードルが設定されている解雇規制を事業主側も被用者側も知らないため、事業主側は容易に解雇に踏み切る一方、被用者側もやむを得ないものと受け入れてしまっている現状を指摘しています。おそらく、コロナ失業となった失業者のなかにも、本来であれば解雇権の濫用に当たるケースもあったかと思いますが、失業者側が解雇を受け入れてしまっているという実情があるのだろうと想像します。

3 では、日本の解雇規制ではなぜそこまで高いハードルを設定しているのでしょうか。その理由の1つに、日本独特の雇用システムがあると指摘されています。日本の雇用システムは、「メンバーシップ型雇用」などと言われます。主に欧米における「ジョブ型雇用」との対比から前述の濱口氏が名付けたものです。

「ジョブ型雇用」は、「職務記述書 (job description)」により従業員には明確な「職務 (ジョブ)」が定められており、その「職務」を全うすることが雇用契約の内容になっています。その反面、職場にその「職務」がなくなれば、当該従業員を雇うべき理由も失われるため基本的には解雇となります。

これに対し、「メンバーシップ型雇用」は、雇用契約の締結はその会社のメンバーになることを意味し、一旦メンバーになれば事業主側に広い人事権が与えられる代わりに、容易にメンバーから追い出すことを認めないというものです。従業員の同意なく職種が異なる配置転換や全国転勤の実施が認められるのは、正にメンバーシップ型雇用を採用していることの表れといえます。三種の神器と言われた終身雇用制・年功序列型賃金・企業別労働組合もメンバーシップ型雇用を前提としたものといえます。

4 もともと日本の労働法制はジョブ型雇用を前提としていたようですが、日本企業におけるメンバーシップ型雇用の定着・浸透に合わせて、その規制内容も変遷してきました。解雇規制もその1つで、当初は規制法文もなく、昭和50年最高裁判決により判例法理として確立し、平成15年労基法改正により法文化されました。現在は労働契約法の制定に伴って、労働契約法16条として規定されています。このように、解雇規制はメンバーシップ型雇用を前提とした制度ではありますが、個人的には果たして現在の日本の雇用システムをメンバーシップ型雇用と一括りにできるのだろうかという疑問も湧いてきます。

確かに、いわゆるホワイトカラーの新卒採用においては、総合職や一般職などのコースの違いはあっても雇用契約が成立する内定段階において仕事の内容や配属は基本的に決まっていなのが通常です。入社して研修を受けた後に配属が分かるという企業も多いかと思います。このような主に大企業の特にホワイトカラー層では今でもメンバーシップ型雇用が前提となっているということはできると思われます。

しかし、主として中小企業では採用段階から職務が明確であるケースは多いですし、配置転換もなければ転勤もない企業も多いかと思います。つまり、必ずしも日本型雇用システムがメンバーシップ型雇用を前提としている訳ではなく、むしろ中小企業を中心に実態としてジョブ型雇用に近い会社も多いのではないのでしょうか。

とはいえ、解雇規制は個々の企業の雇用システムによって判断が分かれるものではありませんので、たとえ業績不振で仕事がなくても基本的に解雇は容易には認められるものではありません。メンバーシップ型雇用を前提に、一度メンバーとして受け入れた以上、容易にメンバーから外すことは認めないという価値判断は強く維持されているといえます。

5 特にアメリカのように解雇が容易に認められるとなれば生活困窮者が多数発生することは間違いありません。ただ、だからといって雇用を維持することで会社自体が立ちゆかなくなれば、従業員全員が職を失うことにもなりかねません。また、そもそも仕事があっても雇用を維持すべきというのは、本来国がやるべき社会保障を企業に肩代わりさせているとの見方もできます。雇用を流動化させることで成長産業への人材移転を促進させる可能性も考えられます。

国は同一労働同一賃金制度を法文化するなど、緩やかにジョブ型雇用への転換を図っているように思われ、今後もその流れは続いていくものと予想されます。ただ、過渡期とはいえども現在の雇用システムは制度として一貫しているとは言い難く、労使双方にとって使い勝手の悪さが目立ってしまっているのではないかとコロナ失業のニュースを目にするたびに考えてしまいます。

家紋の豆知識

弁護士 鈴木 亮 平

先日、私は、結婚式の前撮りで袴をレンタルすることがありましたが、その袴には「鷹の羽」の家紋が付いていました。私の家の家紋は鷹の羽紋ではないので少し気にはなりましたが、レンタルだったこともあり、その袴を着てそのまま撮影しました。鷹の羽紋についてはよく見る家紋だなくらいの認識しかなかったので、前撮りの撮影で身につけたこともあり、その由来を少し調べてみようと思いました。

鷹の羽紋といってもいくつか種類があり、もともとは後醍醐天皇の皇子にあたる菊池武光という人物が使ったことが始まりだそうです。菊池氏が使用していたのは「並び鷹の羽紋」と呼ばれる家紋でしたが、その後武家の間で家紋に鷹の羽を使用するのが広まり、関ヶ原の戦いで石田三成に味方した武将大谷吉継が「丸に違い鷹の羽紋」を使用したことから鷹の羽紋が世間に広く認知されることになったそうです。鷹の羽紋を使用していた人物としては、他に正岡子規や福沢諭吉などが知られています。

鷹の羽紋は私の家の家紋とは全く異なる由来を持つものなので、この紋を身につけて撮影してよかったのだろうかとか今でも少し気にしています。

他の家紋についても調べてみました。普段の生活の中で必ず目にしている家紋といえば、桐紋だと思います。桐紋は500円玉の表面に使用されており、また、日本国政府（内閣総理大臣）の紋章としても使用されているので、見たことのない人はいないと思いますが、豊臣秀吉が使用していた紋章としても有名です。

この桐紋はもともとは菊花紋章（菊紋）と同様に天皇家のみが使用できる極めて格式の高い紋章でした。その紋章を秀吉が使用するようになったのは、秀吉が仕えていた織田信長が時の権力者から桐紋を与えられており、秀義が信長から桐紋を頂戴したのがきっかけであると言われています（信長の肖像画の肩付近には桐紋が描かれています）。その後、明治政府が格式ある桐紋を日本国政府の紋章として使用するようになり、今日に至ります。日本国政府が桐紋を使用するようになった由来について、一つの都市伝説を見つけました。日本国政府による桐紋の使用には秀吉の怨念が込められているというのです。有名な都市伝説のようなのでご存知の方もいるかもしれませんが、その内容は次のようなものです。

桐紋は秀吉が使用していた紋章ですが、豊臣家は天下統一も束の間、徳川家康によって滅ぼされてしまい、その後徳川家によって天下泰平の世が築かれることになりました。その約260年後、新政府軍によって江戸幕府が倒され、明治政府が樹立されますが、この明治政府は主に薩摩藩と長州藩の人物から構成されています。この薩摩藩や長州藩の人物というのは、関ヶ原の戦いや大坂の陣の際に豊臣家に味方し、徳川家に敗北した薩摩の島津氏や長州の毛利氏の流れを汲んだ者たちです。すなわち、明治政府の重鎮たちは、約260年の間、徳川家に対して豊臣家が滅ぼされた怨みを忘れておらず、いつか徳川を滅ぼすことを誓い、明治政府を樹立するや、政府の紋章として豊臣家の紋章を使用することで、豊臣家の果たせなかった天下泰平を果たしたというものです。

この都市伝説はあくまで都市伝説なので信じるかどうかは皆さん次第ですが、家紋一つにも調べてみると面白いエピソードや都市伝説があるので、ステイホームのこの期間中、興味があれば調べてみるのも良い暇潰しになるかもしれません。

炎上の正義

弁護士 間 瀬 大 輝

1 新しい生活様式が求められ、仕事上も生活上も何かと IT 化が叫ばれる今日この頃ですが、今や必須ともいえるスマートフォンを私が持つようになったのは、法科大学院を卒業した後、司法修習が始まる直前でしたので、同世代の中では IT 化が遅れている方でした。未だに SNS に疎い私ですが、今回は昨今話題の企業、芸能人、YouTuber などの炎上について書いてみたいと思います。

2 まず、「炎上」の定義についてですが、総務省の令和元年版情報通信白書によれば「ウェブ上の特定の対象に対して批判が殺到し、収まりがつかなさそうな状態」や、「特定の話題に関する議論の盛り上がり方が尋常ではなく、多くのブログや掲示板などでバッシングが行われる」状態をいうそうです。

2020年に炎上した事例だけでも、企業による人種差別、性差別的な広告の問題もあれば、芸能人による SNS への投稿内容（育児の仕方や政治的意見など）が問題になったり、YouTuber による犯罪行為すれすれの過激な動画投稿が問題になったりと様々です。

炎上が厄介なのは、その問題の事実関係が正確なのか、道義的にどうなのか、法的にどうなのかという問題がきちんと議論されることがないまま、SNS を媒介して全世界に拡散されてしまうところにあります。一度拡散されてしまうと、当人が対応しなければ放置と言われ、釈明をすれば言い訳と言われ、辛い立場に立たされることとなります。これは刑事裁判で例えるなら、被告人の言い分は聞かない、証拠調べもしないで即日有罪判決を下される状況といっても過言ではなく、特に企業にとっては見過ごせないリスクだといえます。

3 次に、炎上が起きる理由を考えてみます。①匿名なので問題意識に薄い、②例えば Twitter であればリツイートするだけで気軽に拡散できる、③万単位の人々が拡散するので抵抗感が薄い、④正義感、⑤自己顕示欲など、他にもいろいろ考えられるところだと思います。正義感や自己顕示欲は、情報拡散の動機にあたる場所ですが、ここを抑えられないことには、炎上が終わることはないように思います。

4 炎上とは話は変わりますが、刑事事件の被告人を弁護すると、正義に反した人の言い分をなぜ裁判で朗々と主張するのか、という問題をいつも考えてしまいます。これについては、その主張が正義に反しているかではなく、主張をする機会を保障するという正義があるからなんだ、と思って弁護活動に臨むようにしています。

5 炎上の話に戻ります。炎上に関わる人々は、皆さん自分なりの正義感を持っていて、しかもその正義感は、世間一般からすれば妥当なものかもしれません。しかし、結果的に、炎上によって正義に反している人を糾弾できたのだとしても、それは本当に社会正義の実現といえるのでしょうか。炎上に関わっている人達には、自分が関わろうとしている事件について、正義とは何だろう、ということをもう少し深く立ち止まって考えてもらえたらな、と切に思います。

第三者の提案するイラストを商品や容器に採用するときは…

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 事案の概要

簡単に説明しますと、加工食品の製造、販売等を業とするY 1社は、平成29年に同業のY 2社から容器に入った菓子(「被告商品」といいます。容器にも菓子にもイラストが表示されています。)を仕入れてその販売を開始しましたが、Y 2社は製造をA社に委託し、A社は容器の企画制作をB社に委託しました。そのイラスト(複数中の1種を下記右側に表示。以下「被告イラスト」といいます。)はB社の提案により採用されたものでした。ところが、被告イラストは、平成25年にXが制作し、手ぬぐいに表示してその写真をブログに掲載していた下記左側のイラスト(以下「原告イラスト」といいます。)と酷似していました。平成30年XはY 1社及びY 2社(以下両者を「被告ら」といいます。)に対し原告イラストについての著作権(複製権、譲渡権)及び著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)を侵害したとして、損害賠償及び被告商品の譲渡、原告イラストの複製等の差止等を請求して訴えを提起しました。東京地方裁判所は平成31年3月13日Xの請求を一部認容する判決をしています(https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/572/088572_hanrei.pdf 確定)。

2 被告らの過失の存否

判決では、原告被告双方のイラストの対比からB社が原告イラストを複製したと認定しましたが、損害賠償責任に関して、被告らに著作権及び著作者人格権侵害の故意又は過失があったかという点について次のように判断しています。

被告らはいずれも加工食品の製造及び販売等を業とする株式会社であり、業として被告商品を販売していたのであるから、その製造を第三者に委託していたとしても、B社に対して被告イラストの作成経過を確認するなどして他人のイラストに依拠していないかを確認すべき注意義務を負っていた、また、原告イラストと被告イラストの同一性の程度が非常に高いものであったことからしても、被告らがその確認をしていれば著作権及び著作者人格権の侵害を回避することは十分に可能であったとして被告らに過失があると認定したのです。

3 外注するときの注意

以上のように、商品を販売するとき、それを自社で企画するときはもちろん、外注先に企画を任せるときであっても、そのデザイン等に著作物性(商標権、意匠権についても同じ)の認められる可能性について、外注業者に問い合わせるほか、自らできる限りの調査をする必要があるというのですから、十分注意する必要があります。



原告イラスト



被告イラスト